

# ユニフォーム広告掲示申請の手続きについて

※必ず「ユニフォーム規程」(最新版)をお読みいただきからお手続きください。

ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ソックスの3点を総称したもの)に第三者のための広告表示を希望する場合、スポンサーの名称、業種および広告の内容について公益財団法人日本サッカー協会(以下、JFA)に申請し、その承認を受けなければならないこととなっています。

<申請> 申請書式「書式第3-1号」(クラブ申請をしていて、クラブとしてユニフォーム広告申請をする場合は「書式第3-2号」)を作成し申請料(税込み)をお振込みの上、デザインカンプ又は広告画像データ、振込み受領書の写しを添えて、公益財団法人東京都サッカー協会(以下、東京FA)に郵送もしくは指定URLへアップロードしご提出ください。



<東京FA> 東京FAにて内容確認後、JFAに申請します。  
※毎週月曜日午前中までに東京FAに届いた申請(入金確認できたもの)をJFAに提出します。

<JFA> JFAで内容を確認し、その週の金曜日に申請書に記入された「回答送付先メールアドレス」宛へ承認の回答書が送信されます。  
※あくまでも予定ですので、申請書はスケジュールに余裕を持ってご提出ください。

<承認> 承認されたユニフォーム広告は、JFAの承認日からその年度の終了日まで有効です。  
毎年度ごとに申請が必要になります。尚、新年度への切替え時期は、チーム登録が完了してから承認されますので、ご注意ください。

## 【 申請料の支払い方法 】

ユニフォーム広告掲示申請料 掲示箇所1ヶ所につき11,000円(税込)

下記のいずれかの方法で申請料をお支払いください。

### 《銀行振込の場合》

銀行名 : みずほ銀行  
支店名 : 青山支店  
口座番号 : (普) 2795844  
口座名義 : (財)東京都サッカー協会

### 《郵便振替の場合》

口座番号 : 00180-2-159353  
加入者名 : (財)東京都サッカー協会  
通信欄 : ユニフォーム広告掲示申請料であること、チーム名を記入

※必ず受領書のコピーを申請書に同封してください

## 【 送付先 】

《郵送の場合》 ※2023年6月より住所変更あり

〒160-0013

東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号 国立競技場内  
公益財団法人東京都サッカー協会 ユニフォーム広告申請係

《データアップロードの場合》

<https://tokyofa.app.box.com/f/7a2140e8bc434841a9a4420ac38c50fc>

ファイル名を「YYMMDD(日付)\_チーム名\_(必要書類3点がばらばらの場合はナンバリング1~3)」としてください。

## 《申請書の書き方について注意事項》

- ・広告のサイズは、必ず「縦 × 横」で採寸してください。(円形の場合でも、円の面積ではなく、四角に測るといことです)
- ・デザインは、フリーハンドで書いたものではなく、実物の写真かカンプ(図)を添付してください。
- ・広告社名・業種等は正確にご記入ください。(商品名ではなく、企業名です)ご不明な場合は、事前に東京FAに確認してください。
- ・スポンサー料欄に記入する金額は申請料(11,000円)とは異なります。スポンサー料をいただいている場合は「その金額」、何もない場合は0円と記入してください。
- ・申請料の領収証が必要な場合は、返信用封筒に切手を貼って同封してください。その際、領収証の宛名を書いて同封してください。

## 《24年度 ユニフォーム広告申請の注意事項》

(3) 広告を掲示できる場所及びサイズは次のとおりとする。

- ① シャツ前面： 選手番号の上部又は下部に300cm<sup>2</sup>以下
- ② シャツ前面鎖骨(右)： 50cm<sup>2</sup>以下
- ③ シャツ前面鎖骨(左)： 50cm<sup>2</sup>以下
- ④ シャツ背面： 選手番号の上部又は下部に200cm<sup>2</sup>以下
- ⑤ シャツ背面裾： 裾に150cm<sup>2</sup>以下(選手番号最下部からシャツ裾までの長さを二等分し、その下部に150cm<sup>2</sup>以下)

- ⑥ シャツ左袖： 50cm<sup>2</sup>以下
- ⑦ ショーツ前面左： 80cm<sup>2</sup>以下
- ⑧ ショーツ背面： 左右いずれかに80cm<sup>2</sup>以下

※赤字は2022年度より改定箇所

※広告の掲示は、一ヶ所につき、一社のみです。  
※上記8ヶ所以外の場所の広告掲示は認められません。

図3 <広告の掲示(場所及びサイズ)>

(本規程 第7条)



※広告の掲示は上記の8ヶ所に限り、これ以外の場所の広告掲示は認められない。

## 《その他留意事項》

### 第5条 [ユニフォームへの表示]

ユニフォームに表示できるものは、チーム識別標章(チーム名、チームエンブレムもしくはその両方)、選手番号、ホームタウン名又は活動地域名、選手名、広告及び製造メーカー識別標章(製造メーカー名もしくは製造メーカーロゴマーク)とする。

シャツの背面には、チーム名は表示できません。表示する場合は広告扱いとなります。また、表示できるもの(メーカー名を含む)は限られていますので、十分ご注意ください。表示できる場所およびサイズの詳細は、必ず「ユニフォーム規程」でご確認ください。

広告内にキャッチフレーズやメッセージは入れられません。